

<p>島根労働局発表 平成28年8月29日</p>	<p>担当 島根労働局 職業安定部職業安定課 課長 菖蒲 宏 TEL 0852-20-7016</p>	<p>島根県 商工労働部雇用政策課 調整監 原 圭子 TEL 0852-22-6560</p>
-------------------------------	---	---

島根県と島根労働局は雇用対策協定を締結します

～それぞれの強みを活かし 島根の雇用対策を相互に連携・協力して推進～

第6次地方分権一括法に基づく改正雇用対策法の施行（平成28年8月20日）により、地方公共団体と国のハローワークが連携・協力する枠組みが法定化されました。

これを受け、島根県の重要課題である少子高齢化の進行や若者の県外流出などに伴う生産年齢人口の減少に対応するため、島根県（知事 みぞぐちぜんべえ 溝口善兵衛）と島根労働局（局長 あきのしげみつ 浅野茂充）は、県内企業の人材確保支援、県民の雇用の安定や雇用環境の改善に係る支援、県内外在住者の県内定着に係る支援などの雇用対策を連携して取り組むことを通じて、「子育てしやすく活力ある地方の先進県 しまね」を実現するため、下記のとおり雇用対策に関する協定を締結します。

記

1 協定締結式

- (1) 日 時 平成28年8月31日（水）11時から11時20分
- (2) 場 所 島根県庁301会議室
- (3) 出席者 知事、労働局長
- (4) 内 容 協定書の署名、意見交換

2 協定締結後の取組み

28年度については、島根県は「島根県総合雇用対策の方針」、島根労働局は島根県との協議により策定した「雇用施策実施方針」に基づき、「産業人材の確保」や「新規学卒者等の県内就職・職場定着支援」などの取組みを連携して実施します。29年度以降は年度ごとに連携・協力して重点的に取り組む課題を明確にし、共同で事業計画を策定の上、一体的に雇用対策を推進します。

※全国では101自治体（33都道府県68市町村）が締結しています（28年8月8日時点）。

※雇用対策法第 31 条

国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講じることにより、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

※雇用対策法施行規則第 13 条の 3 第 1 項

都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、当該地方公共団体を管轄する公共職業安定所（次項において「管轄公共職業安定所」という。）の業務に関する事項について、当該都道府県労働局長が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と当該地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定（以下「雇用対策協定」という。）を締結することができる。

※雇用対策法施行規則第 13 条の 3 第 3 項

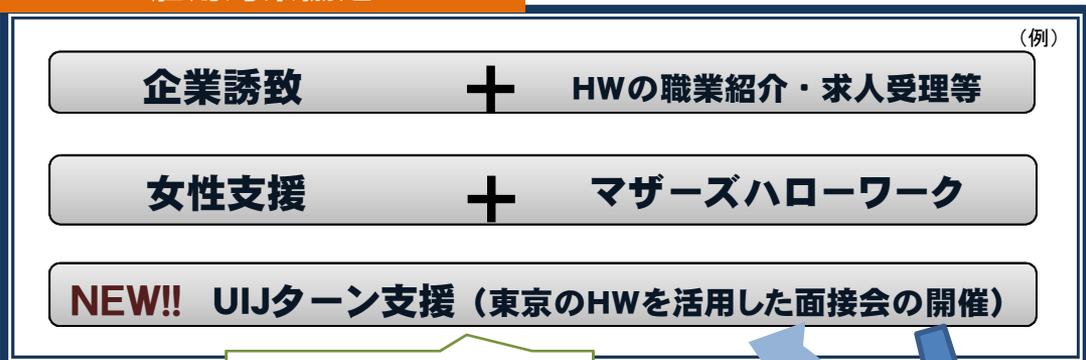
都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、雇用対策協定を実施するための計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県労働局長及び地方公共団体の長その他の関係者により構成される協議会を組織することができる。

国と地方自治体の雇用対策協定について

雇用対策協定により、知事・市長等と労働局長が、その地域の課題に対する共通認識を持ち、「役割分担」、「連携方法」を明確化することが可能になる。また、連携策をパッケージ化することで、効果的なPDCAの実施や発信力の強化を図ることが可能になる。

- ▶ 個々に連携している業務を体系的に整理、パッケージ化。対象者、組織間で重複している業務の整理を実施し、効果的・効率的な業務運営が可能。

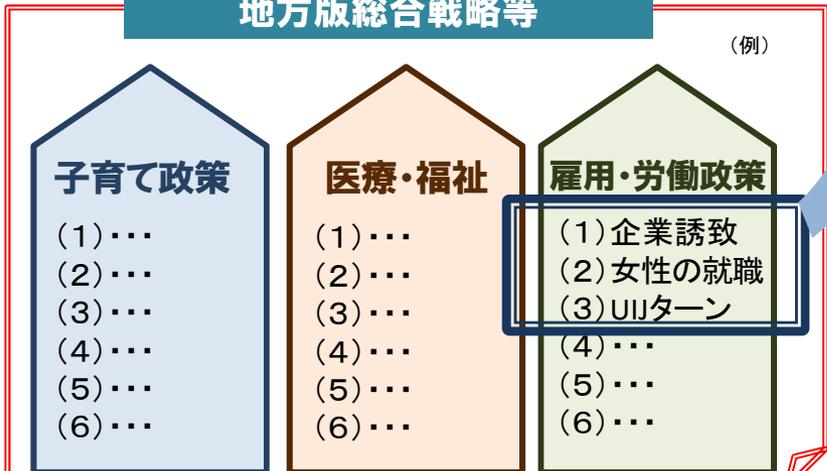
雇用対策協定



協定に盛り込む際に、新たな連携策を入れることもできる

- ▶ 地方版総合戦略等の雇用・労働分野の個別具体策を雇用対策協定の中でより詳細に整理

地方版総合戦略等

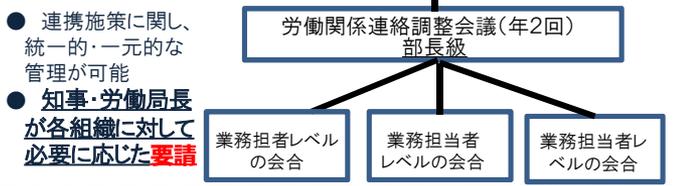


パッケージ化したうえで
目標管理

パッケージ化することで
対外的な発信力を強化

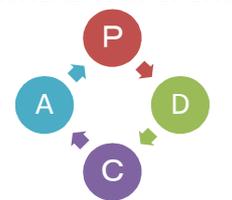
- ▶ 知事・労働局長が参加する運営協議会を軸とした体系づけられた協議の場を設置し、レベルごとの定期的な会合を開催。国・自治体間の意識のすり合わせ、定期的な業務改善を図ることが可能。

連携体制の体系化



目標管理の徹底による確実な連携

- KPIの設定
- 確実に連携を進められる。
- 効果的に連携を進められる。



知事と労働局長の協定に基づいて、雇用対策を充実させています!

- ▶ 個々の支援策を知事・労働局長との雇用対策協定により明文化し、地域の雇用対策への積極的な姿勢を地域住民に対して情報発信。住民や議会等に自治体として地域雇用対策への取組を発信することが可能。

